

## 「令和7年度緑化普及啓発業務委託」仕様書

1. 委託名称 令和7年度緑化普及啓発業務委託

2. 業務箇所 佐賀県内一円

3. 委託期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 4. 事業の目的

県民一人ひとりが緑を守り育てることの大切さを実感し、緑との関わりやふれあいを深め、うるおいとやすらぎのある緑豊かで美しく快適な佐賀を目指し、緑化の普及啓発業務を実施する。

### 5. 業務の内容

#### (1) 緑化の普及啓発

##### ① 佐賀県親林交流指導員の派遣・斡旋

ア. 派遣・斡旋の年間回数を定めること。(年22回相当)

イ. 派遣・斡旋先は、森林づくり活動や森林環境教育等の活動する県内の市町、保育園、幼稚園、小中高等学校、放課後児童クラブ、子ども会、CSO団体等（自治会、NPO法人、ボランティア団体等）及び民間企業等とする。

ウ. 派遣・斡旋する活動規模は、参加者が概ね10名以上及び活動時間が概ね2時間以上とする。

#### (2) 森林・緑づくりボランティア活動に必要な作業用具の維持管理及び貸出し等

##### ① 県が所有する森林整備等作業用具の維持管理、貸出等を行う。

ア. 作業用具の年間貸出回数を定めること。(年22回相当)

イ. 作業用具の貸出先は、上記(1)①イの団体等とする。

ウ. 作業用具は、常に安全に使用できるように点検・整備を行う。

(作業用具一覧は別紙のとおり。ただし、令和7年度中に県が用具の追加購入を行う予定。)

##### ② 作業内容に適した用具選定及び安全な使用方法等の指導を行う。

### 6. 活動報告

① 業務実施前に実施計画書（様式第1号）を提出し、県に承認を受けた後に実施すること。

② 毎月の活動内容をその都度記録整理し、毎月の報告として活動報告書（様式第3号、様式第4号）を翌月末日までに県へ提出すること。

③ 業務が完了したときは、完了報告として、実績報告書（様式第2号、様式第5号、様式第6号）を提出すること。

### 7. 業務実施体制

#### (1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

#### (2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の遂行状況については、随時報告を行うものとする。

(3) 本業務の実施に当たって、業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

(4) 関係者や団体等との調整が必要な場合は、受託者がこれを行うこと。

(5) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

8. 業務実施上の留意事項

- (1) 本業務に係る必要な経費は、全て契約金額に含めるものとする。
- (2) 県が真にやむを得ないと判断した場合は、業務内容等を変更する場合がある。その際、県は事前に受託者との協議を行うものとする。
- (3) 本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により一部再委託について佐賀県の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付けるものとし、受託者は業務上知りえた情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
  - ① 業務上知り得た個人情報は、秘密を保持し、第三者への情報提供を禁止する。
  - ② 受託業務目的以外の利用を禁止する。
  - ③ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製を禁止する。
  - ④ 業務従事者による個人情報保護の誓約。
- (6) 本業務委託仕様書に定めていない事項については、県と協議するものとする。
- (7) 受託者が業務を実施するにあたり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。

9. 協議事項等

委託内容について疑義が生じた場合は、県と協議し、指示を受けるものとする。また、本仕様書にない事項についても同様とする。

## 貸出作業用具一覧

※令和7年1月現在

用具名・規格	数量	用具名・規格	数量
ヘルメット(大)(ガード付き)	51	登録(蛇鎌)	50
ヘルメット(大)(ガードなし)	120	なた(450g)	1
ヘルメット(小)(子供用)	64	枝打ノコ(刃長=300mm)	213
防護メガネ	105	木工用ノコ	22
唐くわ	223	枝打のこぎり(刃長=240mm)	12
ミニくわ(L=100mm)	49	高枝打のこぎり(L=1000mm)	71
木づち(φ=60mm)	100	高枝打のこぎり(L=3700mm)	26
木づち(大)(カケヤ)	1	竹挽のこぎり(刃長=270mm)	17
スコップ(大)	32	刈込はさみ(剪定ばさみ)	2
スコップ(中)	79	枝打用はしご(L=2000mm)	19
スコップ(小)	23	ツルハシ	2
移植ゴテ	152	鋼製松葉ほうき	7
下刈鎌(大鎌 L=1200mm)	53	レーキ(1350mm 柄付)	1
草刈鎌	217	ひしゃく	8

※令和7年度中に県が用具の追加購入を行う予定。